

令和2年度 第4回 支部会

一般報告

1. 組合員事業廃止について

(南)小西 明 77歳 令和2年10月31日 一般廃業
 (中)吉田 儀一郎 81歳 令和2年11月10日 一般廃業
 (中)池田 和男 71歳 令和2年11月19日 譲渡廃業

長い間、神奈川個人をご支援頂き有難うございました。末永くお元気で過ごしてください。

2. 新規組合員加入について

すぎの よういちろう
 杉野 洋 一 郎 49歳

〒235-0011 磯子区丸山1-19-16-405

組合員番号 4319 無線番号 未定 金港交通(株) 本社営業所

譲渡者 (中)池田 和男

新しい仲間です。分からない事もあると思いますので、皆さんで懇切に教えてあげてください。

3. 譲渡譲受の認可について

令和2年11月19日(木)に認可が発表になりました。

譲渡者	年齢	譲受者	年齢	住所・勤務(出身)会社
池田 和男	71歳	杉野 洋一郎	49歳	磯子区丸山1-19-16-405 金港交通(株) 本社営業所

4. 運送約款の変更について

新型コロナウイルス感染拡大防止の為に喫緊に取り組む必要があると判断し、11月5日(木)に緊急電話理事会により理事各位に承認を頂き組合員各位へ葉書にて了承を求めました。反対の組合員はございませんでしたので11月13日(金)に運輸支局へ組合員全員分を申請致しました。一ヶ月程で認可される予定です。以下の注意を厳守して運用して下さい。

○ 運送約款変更に係る留意事項について

神奈川個人タクシー協同組合

マスク着用を求められることができる運送約款への変更認可にあたっては、認可書とともに、別紙「留意事項」が関東運輸局自動車交通部旅客第二課長名で、各認可者へ交付されます。マスク着用については、様々なご意見をお持ちの方もございますでしょうが、利用者とのトラブル防止のために以下の点について、充分ご理解をいたうえで営業を行ってください。

今般の運送約款変更に係る留意事項について、「マスク未着用者の乗車を一律にお断りするものではなく、正当な理由により着用できない旅客には適用できないことを理解し、また、運転者のみならず当該利用者、また、次に乗車される利用者の感染防止対策に資するものであることを、丁寧な説明により納得していただく。」ことを念頭に、下記のとおり整理いたしました。

記

マスク着用

■ マスク未着用者への対応 (例示)

① 恐れ入りますがマスクの着用にご協力をお願いします。

・持っていない場合 → マスクをあらかじめ常備しておき、提供して着用願う。

※ただし、フェイスガードやタオル、ハンカチ等で口元を覆う対策を講じていればマスクの着用は求めない。

- ② マスクの準備がございましたので、こちらをご利用ください。
 - ・着用していただけない場合は、タオルやハンカチ等で口元を覆う対策を講じていただくよう促す。
 - ・着用していただかず、上記の対策も講じていただけない場合 → 着用できない理由を丁寧に聞き取る。
- ③ 大変失礼ですが、マスクを着用できない事情がおありですか。
 - ・病気など、利用者の立場にたち、その申告内容を尊重したうえで正当な理由か判断すること。
 - ・正当な理由 → マスク着用は求められない。
- ④ ありがとうございます。承知いたしました。そのまま結構です。
 - ・正当な理由とは認められない場合 → マスク着用を求めることができる。
- ⑤ 恐れ入りますが、マスクの着用は、運転者の私のみならず、あなた様、また、次にご乗車される方への感染防止対策でもありますので、こちらのマスクを着用くださいませんか。
 - ・応じていただかず、当該者自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合（フェイスガードやタオル、ハンカチ等で口元を覆う対策を講じていない場合）には、旅客を不当に差別するような行為を行わないことに留意したうえで、運送の引受けを拒絶することができる。
- ⑥ 恐れ入りますが、当社の運送約款により、正当な理由なくマスク着用にご協力いただけないものと判断し、ご利用をお断りさせていただきますので、どうぞご理解ください。

■その他留意事項

- ① 運送の引受けの拒絶が妥当であったか、事後的に検証できる体制を整備すること。（例示）
 - ・ドライブレコーダーによる記録
 - ・手書きメモ（事後、交わした会話を速やかに詳細に記録しておくこと）。
- ② 旅客に対し、マスクの着用を求めたにもかかわらず旅客がその求めに応じない場合の運送の継続の拒絶にあたっては、旅客の安全確保に配慮すること。
 - ・高速道路上で降車させるなど、旅客の安全が確保できない場所での降車は認められず、また、次の交通機関の確保にも配慮すること。
- ③ 今般のコロナ禍が収束し、社会的にマスクの着用が求められない状況と判断された際には、この運送約款のままであってもマスクの着用を求めないものとします。

5. 令和2年度交通対策委員会報告

①令和2年度交通安全コンクール決定について

委員会開催日 令和2年11月9日(月)14時～15時

交通安全無事故コンクール審査について

支 部	人 数	対象件数	点数	対人員比	順位
東	95	1	45	0.47	3
中	97	5	415	4.23	5
北	88	2	55	0.67	4
南	101	0		0	1
西	82	0		0	2
合 計	465	8			

（各支部の人員は令和2年9月1日現在）

対象件数（ ）内は人身事故件数です。交通安全対策委員会の答申では下記の通りです。

第1位 南支部 3万円 第2位 西支部 2万円 第3位 東支部 1万円

- ②順位決定後、東京海上日動火災保険㈱へ表彰依頼を行いました。
- ③磯子警察署安全講習会については合同支部会中止の為開催を断念しました。
- ④表彰状・賞金等の授与は理事会に於いて各支部長に授与を行いました。

6. マスターズ委員会報告

① マスターズ令和2年12月認定予定数

マスター認定予定	349名	75.4%
ふたつ星認定予定	62名	13.4%
ひとつ星認定予定	26名	5.6%
新人	7名	0.2%
不参加	19名	4.1%

※ 組合員数令和2年11月1日現在463名

- ② 令和2年12月1日付のマスターズ申請書等を一括提出いただいておりますが、各称号において、現在の認定期間満了日(令和2年11月30日)迄の間に、認定基準に抵触する事案が発生した場合には、降格の手続きが必要になりますので、下記の期日までにマスターズ届出書の提出をお願いします。

《参考》

◇ ふたつ星自動認定対象者

ひとつ星認定日以降、認定期間満了日(令和2年11月30日)までに認定基準に抵触した場合は、12月2日(水)までに届出書を提出して改めてひとつ星の認定を受けるべきですが、届出書を提出する事なくふたつ星自動認定を受けると、翌年のマスター新規認定申請の際に抵触事案が発覚し、その時点でひとつ星に降格することとなり、マスターに認定される時期が1年遅れることとなります。

◇ マスター新規認定申請者

認定期間満了日(令和2年11月30日)までに認定基準に抵触した場合は、12月2日(水)までに届出書を提出してひとつ星に降格すべきですが、届出書を提出することなくマスター認定を受けると、翌年のマスター更新認定申請の際に抵触事案が発覚し、その時点でひとつ星に降格することとなります。

◇ マスター更新認定申請者

認定期間満了日(令和2年11月30日)までに認定基準に抵触した場合は、12月2日(水)までに届出書を提出してふたつ星に降格すべきですが、届出書を提出することなくマスター更新認定を受けると、翌年のマスター更新認定申請の際に抵触事案が発覚し、その時点でひとつ星に降格することとなります。

尚、特定要件に該当した場合は速やかに届け出て直ちにひとつ星となりますが、届出事由の発生日から30日以内に届け出があったときは直ちにふたつ星となります。

7. 事業許可期限更新講習会の開催中止のお知らせ

令和2年12月1日付事業免許更新者(令和2年11月30日期限満了)の講習会及び期限変更通知書交付式は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止となりました

8. 関東運輸局の個人タクシー事前試験の神奈川個人講習会受講者の合格状況

令和2年11月10日の試験では、・地理試験付の方8名が合格予定です。新型コロナウイルス感染拡大防止の為、法令試験のみの方は11月27日(金)が試験日となっており1名が受験されま

す。今回は地理試験付の受験者が多かったのですが、神奈川個人の講習会では9名が合格の予定です。これはひとえに講師の先生方の熱心なご指導の賜物と感謝申し上げます。

9. 第109回 法令・地理 講習会について

日 程

基礎講習 令和3年 1月12日(火)～3月13日(水) 2教程 2日間

本講習・法令 令和3年 1月19日(火)～3月2日(火) 7教程 7日間

本講習・地理 令和3年 未 定

運輸局試験日 3月(日にち)未定

10. 譲渡譲受講習会からのお知らせ

新型コロナウイルスの影響で例年より厳しい条件の中、講習会に熱心に通う講習生に差し入れと温かいエールを送って頂いた組合員の皆様、本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。 講師一同

今年差し入れして頂いた組合員の方々

東支部：芥川様・飯島様・長田様・小林(宏)様

中支部：田代様・榎本様・田部井様・細野様(5回)・小田様

北支部：菅谷様・贅様・中村(真)様(2回)・岡本様・吉田様

南支部：池田(智)様・清水(俊)様・中倉様(2回)

西支部：石井(奈)様・上野様・鶴澤様・栗崎様

この厳しい経済状況の中、講習会に通い、無違反を貫き、試験に合格し、自ら資金を準備し開業するという事がより一層困難な時代ではあります。それでも(個人タクシーになりたいという)強い意志と気概を持った志望者が居ましたら是非とも組合にご紹介下さい。

11. 「利用者感謝キャンペーン」の実施について

「個人タクシーの日」である12月3日を期して、キャンペーンを実施致します。お客様に日頃の感謝の気持ちを伝えるとともに、マスターズ制度の業界内外へのPRにより、業界全体で取り組んでいるマスターズ制度を再確認し、個人タクシーの存続するためには世論からの信頼回復のための自主努力が不可欠であることを自覚してサービス向上を推進するものです。

◎組合総務からお知らせ

- ・チラシ(応募用紙)20枚をマスターズ制度参加者に配布します。
- ・マスターズ制度参加者の方へは、支部会報に同封致しました。

1. ご協力依頼内容

=キャンペーン期間= 12月1日(火)～12月21日(月)の3週間です=

- ① 12月1日以降、お客様にチラシ(応募用紙)をお渡し下さい。
- ② その際には、「個人タクシーのキャンペーン中です。旅行券や、特産品が当たりますので、是非ご応募ください。」と一言付け加えてください。
- ③ 降車の際には、「この領収書を応募用紙に貼って、キャンペーンにご応募ください。ありがとうございました。」と一言添えて下さい。
- ④ チラシが無くなった場合は、降車の際に「個人タクシーのキャンペーン中です。旅行や特産品が当たりますので、この領収書をハガキに貼ってご応募ください。ありがとうございました。」と一言添えてください。

※ 期間中に発行されたマスター制度参加事業者発行の領収書(裏面広告なし)を添付しての応募であれば有効です。

- ※ マスター制度に参加していない事業者の発行した領収書により応募された場合は無効です。
- ※ 応募以外の官製ハガキ等に領収書を貼付しての応募でもかまいません。

12. 木下大サーカス横浜公演ステッカー掲出・割引券車内設置のお願い

期間：2020年12月27日(日)～2021年3月7日(日) 71日間(実公演57日)

場所：横浜駅東口800mみなとみらい特設会場(横浜アンパンマンこどもミュージアム東側)

お願い：ステッカーをリアウインドウ等に貼付し、割引券の車内での配布をお願い致します。

組合員各位へご招待券を1枚進呈されております。

13. メール機能利用による一斉同報発信の登録を募集中

緊急連絡又は組合情報はメール機能を利用した一斉同報発信により実施しています。

携帯電話のメール機能を各携帯電話会社と契約済みの携帯電話をお持ちの方は、下記の専用メールアドレスに氏名を入力の上送信すると登録されます。

国土交通省からの要請もあり、当組合の登録率80%以上を目標といたします。よろしくご協力をお願いいたします。

kk@kanagawakojintaxi.jp

なお、下図の送信メールアドレスのQRコードもご利用下さい。

※ QRコードはカメラ機能のある携帯電話で読み取りが出来ます。

※ 携帯電話のメール機能は各携帯電話会社との契約が必要となります。

※ 登録後、メールが届かない方は、迷惑メール防止設定されている場合があります。

		
NTTdocomo	Au	SoftBank

共済事業部報告

1. 10月度事故報告

	加害	被害	自過失	双方	当逃	合計	人身
() 内の数字は人身 本年当月発生件数	0	(1) 3	1	2	1	7	2
() 内の数字は人身 前年同月発生件数	(3) 2	(2) 10	2	(2) 5	0	21	7
前年度と比較	-2	-7	-1	-3	+1	-14	-5

2. 令和2年10月中発生の事故傾向と対策について

- ① 通行人から暴行を受ける事件が発生しました、気候が涼しい時期は、換気の間からも窓を全開にする機会が多かろうと思いますが、半分でも窓を閉める事で外部からの危害を防ぐことが出来ます

特に、関内地区を営業されている方は気を付けて下さい。

- ② 「左折後に、一番左側へ入らない左折車」との接触事故が2件ありました。自分の周囲に左折する車がいたら、その動きに十分注意して下さい。
相手はこちらの動きを全く見ていない傾向にあります。

3. 自動車保険継続のお手続きについて

自動車保険更新日の1か月前までの契約にご協力をお願いいたします（組合の手数料収入の維持につながります）。

組合保険窓口もしくはお電話で契約更新の確認をさせていただき、保険料のお支払については現金一括（保険更新日までにお支払ください）または組合の親睦会制度を利用した立替払い（10回分割・一括より選べます）となります。

よろしくお申し上げます。

4. 自賠責保険の加入について

営業車の自賠責保険につきまして、是非組合で加入して下さるようご協力をお願いいたします（解約・車両譲渡時なども組合でお手続きが可能です）。継続車検時の保険料は37,680円（現金のみ取扱）となります。車検証・現契約証を確認致しますので必ず持参していただき、車検日までに加入をお願いします。

5. 令和2年12月度LPG販売価格について

掛売 96.8円(88円+消費税 8.8円)

外部報告

- 1. 運輸局 事前試験 試験日**
(法令・地理)
日 時 令和2年11月10日(火) 14:00～
場 所 関東運輸局
- 2. 運輸局 事前試験 試験日**
(法令)
日 時 令和2年11月27日(金) 14:00～
場 所 関東運輸局
- 3. 神奈川県個人タクシー協会・事業連合会**
正副会長会議
日 時 令和2年11月18日(水) 14:00～
場 所 横須賀個人タクシー協同組合 会議室
- 4. 神奈川県個人タクシー協会・事業連合会**
団体生命説明会(SOMPO ひまわり生命)
国税局講師 インボイス等 会計係・保険係
日 時 令和2年11月25日(水) 14:00～
場 所 神奈川公会堂

5. 一般社団法人神奈川タクシーセンター

街頭指導会議

日 時 令和2年11月25日(水) 15:00～

場 所 神奈川県ハイヤータクシー会館 3階会議室

6. 磯子交通安全協会

理事会 中止となりました

日 時 令和2年11月26日(木) 16:00～

場 所 磯子警察署 4階講堂

7. 関東自動車無線協会神奈川支部

支部役員会

日 時 令和2年11月27日(金) 正午～

場 所 神奈川県ハイヤータクシー会館 3階会議室

8. 一般社団法人神奈川タクシーセンター

サービス向上運動街頭査察

日 時 令和2年12月18日(金) 15:00～

場 所 小田原駅・平塚駅・藤沢駅・大船駅・横浜駅

9. 交通安全動画を活用した交通死亡事故抑止の注意喚起について

神奈川県警察本部交通部交通総務課長

神奈川県交通安全対策協議会事務局長

(神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課長)

日頃から当協議会が進める交通安全対策に、御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内における交通事故死者数は、昨年と同水準で推移していますが、これから年末にかけて、日没時間の早まりなどから、特に周囲が暗い状況で歩行者等の発見が遅れることによる重大交通事故の発生が懸念されています。

そのような中で、委員の皆様には各種情報発信の際に、自動車運転者に対し、上向き前照灯(いわゆるハイビーム)の効果的活用のほか、夜間走行時の交通閑散な道路であっても速度に注意し漫然と運転をしないことなどの注意喚起の周知を依頼していましたが、11月16日未明、鎌倉市内において普通乗用車と自転車が衝突し、自転車の20代男性が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

このため、別添のとおり、県警察から運転者に上向き前照灯(いわゆるハイビーム)の効果的活用を呼びかける交通安全動画を利用した交通事故防止の注意喚起依頼がありました。

委員の皆様におかれましては、県民を悲惨な交通事故から守るため、年末の交通事故防止運動など、各種情報発信に際して、県警察が作成した・交通事故防止の注意点等をまとめた県警のYouTube 交通総務課チャンネル(公式)の動画を有効に活用し、注意喚起に御協力いただくようお願いいたします。

無線営業部報告

1. 10 月度配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本年度	3552 件	2467 件	1085 件	69.5%
昨年度	8280 件	3913 件	4367 件	47.3%
増減数	-4728 件	-1446 件	-3282 件	

2. 11 月度新規契約状況 1 件

契約先名称 株式会社 宇徳
契約先住所 〒231-0007 横浜市中区弁天通 6-85
電話番号 045-201-6600

令和 2 年 11 月 10 日付で新規契約になりました。

3. チケット無効報告 2 件

- ① 契約者名称 株式会社 トキワ
住 所 〒247-0006 横浜市栄区笠間 1-6-17
電話番号 045-894-4531
お客様コード No.1376-000
チケット番号 全て
チケット色 イエロー
摘 要 上記チケット契約者が 2020 年 10 月 29 日付を以って、解約しましたので共通利用無効をご通知致します。 神奈川個人タクシー協同組合
- ② 契約者名称 大日本住友製薬(株) → ※ 旧社名 大日本製薬(株) (使用不可)
住 所 〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-11
電話番号 045-285-1300
お客様コード No.1054-000
チケット番号 旧社名 全て ※ 合併に伴う社名変更
チケット色 イエロー
摘 要 旧社名 大日本製薬(株)は全て使用不可 2020 年 11 月 11 日付を以って、無効依頼を受けましたのでご通知致します。 神奈川個人タクシー協同組合

4. 横須賀個人よりチケット早期回収の依頼

顧客コード 90 株式会社 コミュニティフーズ
令和 2 年 12 月 31 日迄に受領したチケットは令和 3 年 1 月 5 日(火)迄に換金して下さい。

5. 無線室からの注意事項

- 1) ベースに登録する場合は、指定場所にて登録するようにお願いします。
- 2) オープン配車及び予約配車でフライング車輛は配車いたしません注意してください。
- 3) オープン配車を受けた組合員の方は、お客様迄の所要時間を厳守して下さい。無理のない時間での配車を受けて下さい。

6. 苦情及びお客様要望カードの内容について

電話・メール、及びお客様要望カードからの内容は、接客態度、運転適正、目的地のルート確認などの不良が多く書かれています。他の苦情も同様です組合員の皆様が今一度、自分自身で確認し安全・安心・快適な輸送に心がけていただきたいと思います。

7. お歳暮配布の件

本年も理事各位のご協力を得てお歳暮配布を行いました。

お歳暮配布日 11月24日(火)・26日(木)

- ① エコバック
- ② タオル
- ③ メモ帳
- ④ ポイント配布(乗車補助券)4枚以上をピックアップ

8. 年末年始の無線配車業務について

下表は例年の配車実績からの模擬的に作成した表です。修正の上決定したい。

月 日	開局時間	閉局時間	ベース配車	配車方法	その他
12月27日(日)				休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
12月28日(月)				通常通り	予約配車は奇数偶数の制限あり
12月29日(火)				休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
12月30日(水)				休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
12月31日(木)				休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
1月1日(金)	閉局 1/2 (土) 1:00		全ベースオープン	休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
1月2日(土)	開局 9:00	閉局 1/3 (日) 1:00	全ベースオープン	休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
1月3日(日)	開局 9:00	閉局 1/4 (月) 1:00	全ベースオープン	休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
1月4日(月)	開局 9:00			通常通り	予約配車は奇数偶数の制限あり
1月5日(火)				通常通り	予約配車は奇数偶数の制限あり
1月6日(水)				通常通り	予約配車は奇数偶数の制限あり

9. 神奈川タクシーセンター相談課からのお知らせ

利用者から最近寄せられた事例の一部を紹介致します。

■事例1

精算の際に1万円札を出されたので釣銭に硬貨が2枚入る事を告げると、乗客自らコンビニへ両替に行く。その間に同乗者が、運転者から会話の中で心無い言葉を言われたとの事でセンターへ連絡をした。

■事例2

何度か目的地を告げたがなかなか発進せず、車内ではマスクも着用していなかった。目的地を通過してしまったので指摘すると謝罪が一切なく、メーターを切り走行した。

- ◆事例1は、千円札がなく釣銭に500円玉2枚入ることを告げると乗客がコンビニで両替すると言っていたので、自ら行く努力を怠り乗客に行かせたとの事でした。また、乗客がコンビニから戻る時ドア開閉の際、乗客に接触させてしまい、挙句、車内では同乗者に対して、(誕生日の食事会を行った事を)「私はそんなに暇じゃない」と心無い一言を言っていたとの事でした。金種の指定があったとはいえ両替は乗客に任せず、運転者自ら行う必要があります。また、余計な一言はトラブルになりかねません。発言には十分注意をする様に運転者教育の徹底をお願い

致します。

- ◆事例 2 は、運転者より聴取し映像で確認を行うと、行先に関しては複数あるチェーン店だった為、確認に手間取ってしまったとの事でした。しかし、経路確認が不十分で目的地を通過してしまっている事、また、マスクを着用しないのかと乗客より尋ねられた際に帰庫後に再出庫したと言いつくして最後までマスクを着用しなかった事実が判明しました。また、乗客から目的地通過をした旨の指摘を受けると安易にメーターを切って走行をしていました。コロナ禍での接客ではマスクを着用しお互いに安心・安全・快適な車内環境で接客を行って頂く事、またメーターを途中で切る行為は重大な法律違反であり目的地まで正しく使用する事、道を間違えた際は丁寧な謝罪を行う事など、運転者教育の徹底をお願い致します。

財政部報告

1. 10月分までの賦課金等未納状況

11月24日(金)15:00時現在

未納者0支部 なし

未納者 40名 4,010,897円

2. 未納者への督促及び対策について

(6ヵ月) (西) 松島修一

(5ヶ月) (北) 野崎茂

3ヶ月以上の滞納者に対し、督促の通知を行っております。

※ 未納計上猶予及び清算確定している金額

病気・けが 1名 譲渡者 0名 廃業者 4名

5名 971,186円

3. 令和2年10月度 換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R.2年10月分換金額	6,971枚	36,168,220円	5,188円
R.1年10月分換金額	9,184枚	65,302,626円	7,110円
増減額	-2,213枚	-29,134,406円	-1,922円

4. 令和2年10月度 神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R.2年10月分換金額	5,743枚	25,649,250円	4,466円
R.1年10月分換金額	7,233枚	48,758,856円	6,741円
増減額	-1,490枚	-23,109,606円	-2,275円

5. 令和2年10月度 デビット・クレピコ・カード会社チケット換金実績

10月度(6台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
デビットカード	0件	0円	0円
クレジットカード	169件	755,320円	4,469円
カード会社チケット	1,096件	7,197,610円	6,567円

6. 令和1年10月度 デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

10 月度 (178台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
デビットカード	0 件	0 円	0 円
クレジットカード	1,529 件	8,884,426 円	5,810 円
カード会社チケット	2,070 件	16,137,210 円	7,795 円

7. 令和2年10月度 B M T 換金実績

10月度 (295台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
B M T	3,723 件	14,519,774 円	3,900 円

8. 令和2年10月度 タイムズペイ 換金実績

10月度 (109台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
タイムズペイ	1,400 件	5,349,823 円	3,821 円

9. 令和2年10月度 PayPay 換金実績

10月度 (380台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
PayPay	365 件	636,860 円	1,744 円

10. 令和2年10月度神奈川県発行チケット処理 (参考資料)

神奈川県 (窓口)	3,792 枚	11,249,720 円	2,966 円
横浜個人	858 枚	6,735,790 円	7,850 円
川崎個人	24 枚	197,960 円	8,248 円
川崎第一個人	8 枚	69,720 円	8,715 円
横須賀個人	21 枚	179,570 円	8,550 円
浜協個人	157 枚	989,240 円	6,300 円
県央個人	25 枚	443,940 円	17,757 円
東京個人	128 枚	1,850,130 円	14,454 円
その他	7 枚	52,620 円	7,517 円
合 計	5,020 枚	21,768,690 円	4,336 円

11. 親睦会特別報奨金の支払い及び廃業慰労金、譲渡支援金の徴収について

10月 廃業者

支部	氏 名	在籍年数		特別褒賞金	廃業慰労金	譲渡支援金	計
		年	月				
東	河原 豊	23	4	150,000円	463,766円	138,300円	752,066円
中	鈴木 照夫	21	1	150,000円	463,766円	138,300円	752,066円
南	小西 明	22	8	150,000円	463,766円	0円	613,766円
	合 計			450,000円	1,391,298円	276,600円	2,117,898円

※10月分の廃業慰労金の徴収額は3,018円となり、12月に請求致します。

※10月分の譲渡支援金の徴収額は600円となり、12月に請求致します。

12. 帳簿係よりお願い

- ① 「決算及び所得税に関する報告事項」が11月初旬にお手元に届いていると思います。各控除証明書（生命保険・退職積立金・国民年金等）を添付し、12月中に提出して下さい。医療費の領収書は、年内通院する場合もあるので人別・病院別・薬局別に分け年明けでもかまいません。各健康保険の支払証明書、各年金の源泉徴収票は1月中にご自宅に郵送されます。随時提出して下さい。
- ② 令和2年に家を購入・改築し借入のある方は、下記の書類を提出して下さい。
- 1) 登記事項証明書
 - 2) 住民票
 - 3) 住宅取得に係る借入金の年末残高証明書
 - 4) 請負契約書又は売買契約書
- また、家・土地を売却された方は申告が必要です。お知らせ下さい。

- ③ 令和2年分の申告より公的年金等の控除額が改正されます。

<令和1年分迄>

年金を受け取る年齢	公的年金等の収入金額の合計	控除額
65歳未満	700,001円～1,299,999円	700,000円
65歳以上	1,200,001円～3,299,999円	1,200,000円

<令和2年分以降>

年金を受け取る年齢	公的年金等の収入金額の合計	控除額
65歳未満	600,001円～1,299,999円	600,000円
65歳以上	1,100,001円～3,299,999円	1,100,000円

※ 令和2年分より基礎控除額は38万円から48万円に改定されます。

13. 職員ボーナス支給について

慎重に検討致しました結果、今期は減額と致しました。
12月中旬までに支給を実施したい。